

高槻の消費生活

[令和7年度]



高槻市立消費生活センター

もくじ

1	消費生活センター沿革	1
	(1)消費生活センター機構沿革	1
	(2)消費生活センター事業沿革	2
2	消費生活相談事業	7
	(1) 相談概要	7
	(2) 苦情相談処理結果	9
	(3) 商品・役務別相談件数上位10	9
	(4) 弁護士無料法律相談	9
3	消費者啓発事業	10
	(1) 講座・講演会	10
	(2) 広報関係	13
	(3) 消費者教育	15
	(4) 特殊詐欺等被害防止啓発	15
	(5) 消費者団体支援	16
4	計量事務	17
	(1) 特定計量器定期検査	17
	(2) 商品量目立入検査	17
	(3) 啓発	18
5	消費者保護事務	19
	(1) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査	19
	(2) 消費生活用製品安全法に基づく立入調査	19
	(3) 電気用品安全法に基づく立入検査	19
	(4) ガス事業法に基づく立入検査	19
	(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査	19

Ⅰ 消費生活センター沿革

(1) 消費生活センター機構沿革

昭和45年6月1日に経済部商工課消費生活係として独立して以来、時代に即応した機構改革が実施され、消費者行政の推進に努めてきました。



(2) 消費生活センター事業沿革

- 昭和 43 年 5 月 「消費者保護基本法」公布（現消費者基本法）
大阪府消費生活リーダー養成一般講座に市民を派遣
- 昭和 44 年 3 月 自治法改正（地方公共団体の事務として消費者保護を明示）
- 昭和 45 年 6 月 経済部商工課消費生活係を設置
7 月 食品公害講演会を開催
10 月 国民生活センター設立
- 昭和 46 年 3 月 移動消費者センターを開催(大阪府と共催)
- 昭和 47 年 1 月 生鮮食料品の試買調査を実施
6 月 消費生活コンサルタントを 2 人採用
消費者苦情相談制度の開設
7 月 消費生活モニター制度の設置
- 昭和 48 年 11 月 消費生活展示コーナーの設置
- 昭和 49 年 7 月 昭和 49 年 2 月 7 日に設置された物資対策臨時事務所を吸収し、自治推進部消費生活課を設置。
- 昭和 51 年 7 月 機構改革により市民活動部市民生活課消費生活係に変更
- 昭和 52 年 4 月 消費生活通信講座を開講
- 昭和 53 年 7 月 機構改革により経済部消費生活対策室に変更
- 昭和 55 年 1 月 消費者ルームを開設
- 昭和 56 年 6 月 「訪問販売等に関する法律（訪問販売法）」公布（現特定商取引法）
10 月 「高槻市立消費生活センター条例」公布
12 月 グリーンプラザ 3 号館 1 階に「消費生活センター」を開設
- 昭和 57 年 4 月 消費生活ミニ講座を開講
9 月 高槻市消費生活リーダー養成一般講座を開講
- 昭和 59 年 4 月 全国消費生活情報ネットワークシステム「PIO-NET」運用開始
8 月 消費生活相談顧問弁護士制度を発足
- 昭和 60 年 4 月 機構改革により消費生活対策室を消費生活センターに名称変更
10 月 消費生活展「食と健康」を開催
- 平成 4 年 12 月 生活情報総合管理システム(OA 化)の導入
- 平成 5 年 4 月 機構改革により経済部から市民文化部生活文化室に変更
消費生活コンサルタントを非常勤職員化し消費生活相談員とする（2 人）
5 月 高槻市消費者団体連絡会(3 団体で)発足
11 月 消費生活展「食と健康」（主催：実行委員会）
- 平成 6 年 5 月 消費生活フォーラム(製造物責任制度)の開催(共催)

- 平成 7 年 5 月 消費者の日記念講演会「いざというときの備え」(共催)
- 平成 8 年 6 月 消費生活センターが高槻市立総合市民交流センター2 階に移転
10 月 第 1 回「消費者のひろば展」開催(共催)
- 平成 9 年 10 月 第 2 回「消費者のひろば展」開催(共催)
- 平成 10 年 10 月 第 3 回「消費者のひろば展」開催(共催)
- 平成 11 年 10 月 第 4 回「消費者のひろば展」開催(共催)
- 平成 12 年 4 月 機構改革により市民文化部生活文化室から人権生活文化部に変更
5 月 「消費者契約法」公布
10 月 第 5 回「消費者のひろば展」開催(共催)
11 月 消費生活情報として消費生活センターホームページを開設
11 月 「訪問販売法」改正(「特定商取引に関する法律」と改称)
- 平成 13 年 10 月 第 6 回「消費者のひろば展」開催(共催)
- 平成 14 年 2 月 PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の導入。4 月本稼動
4 月 消費生活相談員 1 名増員。3 人体制に
10 月 第 7 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 15 年 4 月 中核市移行に伴い、計量事務が移譲され 6 月に計量器の定期検査(集合)を実施
10 月 機構改革により人権生活文化部から市民協働部市民参画室に変更
第 8 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 16 年 6 月 「消費者保護基本法」改正(消費者基本法に改称)
10 月 第 9 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 17 年 4 月 「消費者基本計画」閣議決定
4 月 PIO-NET における即時入力システムの導入
消費生活相談員 1 名増員。4 人体制に
10 月 第 10 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 18 年 3 月 相談コーナーの整備(プライバシー保護のため)
5 月 消費生活ホームページのリニューアル
10 月 第 11 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 19 年 7 月 電子メールによる消費生活相談開始
9 月 第 1 回消費生活セミナーを開催
10 月 第 12 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 20 年 4 月 機構改革により市民協働部市民参画室から都市産業部農林商工観光室に変更
8 月 大阪府と共催で多重債務日曜相談会を開催
10 月 第 13 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 21 年 6 月 消費者庁関連 3 法(消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者庁及び消費者委員
会設置法の施行に伴う慣例法律の整備に関する法律、消費者安全法)等」公布
8 月 大阪府と共催で多重債務日曜相談会を開催
10 月 第 14 回「消費者のひろば展」開催

- 平成 22 年 3 月 第 2 期「消費者基本計画」閣議決定
4 月 消費生活に関する無料法律相談を開始
消費生活相談員 1 名増員。5 人体制とする
8 月 相談コーナーの改修（プライバシー保護のため）
10 月 第 15 回「消費者のひろば展」開催
12 月 大阪府と共催で多重債務相談会を開催
- 平成 23 年 5 月 高槻市営バスラッピングでの啓発
9 月 相談カウンターの改修（プライバシー保護のため）
第 16 回「消費者のひろば展開催」
12 月 マグネットステッカー及び啓発用冊子全戸配布、啓発用回覧板制作
- 平成 24 年 4 月 機構改革により都市産業部農林商工観光室から市民生活部市民生活相談課消費生活センターに変更
8 月 「消費者教育の推進に関する法律」公布
8 月 だまされへん！川柳の会（8 月・10 月・12 月）川柳の募集開始
9 月 だまされへん！キャラバン実施（9 月・10 月・11 月・1 月）
消費生活フェアの開催
10 月 第 17 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 25 年 1 月 消費生活フォーラムの開催
7 月 高槻市特殊詐欺等未然防止プロジェクトチーム設置
プロジェクトチーム会議、ワーキンググループ会議開催（街頭啓発活動 3 回）
9 月 消費者川柳募集開始（12 月まで）
消費者教育推進プログラム関係機関連携会議開催（9 月、11 月、2 月）
10 月 第 18 回「消費者のひろば展」開催
高槻市消費者教育推進プログラム教材研究会議開催（10 月、12 月）
巡回キャラバンの実施（10 月、12 月）
11 月 消費生活フェア「だまされへん！Day」開催
高槻市消費者教育推進プログラム人材育成研究会開催（12 月、1 月）
12 月 啓発チラシ（タブロイド版）全戸配布
- 平成 26 年 1 月 消費生活フォーラム開催
2 月 消費者教育シンポジウム開催
4 月 高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 設置（会議 1 回。年金支給日街頭啓発活動 6 回）
10 月 消費者教育推進プログラム関係機関連携会議開催（10 月、11 月、2 月）
第 19 回「消費者のひろば展」開催
11 月 巡回キャラバンの実施（5 回）
12 月 高槻市消費者教育推進プログラム人材育成研修会開催（12 月、1 月開催）
- 平成 27 年 1 月 消費生活フェア「だまされへん！Day」開催
啓発チラシ（タブロイド版）全戸配布
4 月 高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 設置（会議 2 回。年金支給日街頭啓発活動 6 回）
8 月 高槻まつりステージ出演、啓発ブース出展
消費者教育推進事業人材育成研修会開催（8 月、12 月）
9 月 巡回キャラバンの実施（9 月、10 月、11 月、1 月、3 月、7 回）
啓発チラシ（タブロイド版）全戸配布（9 月、1 月）
消費者教育推進研究会開催（9 月、2 月）
10 月 第 20 回「消費者のひろば展」開催
- 平成 28 年 1 月 消費者教育研修開催
2 月 消費者教育講座開催
4 月 高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 設置（会議 2 回。年金支給日街頭啓発活動 6 回）

平成 28 年	5 月	消費者教育講座開催（5 月、8 月、12 月、2 月計 5 回）
	7 月	消費者教育推進研究会開催（7 月、2 月） 消費者教育推進研究会ワークショップ開催（7 月、11 月）
	10 月	第 21 回「消費者のひろば展」開催
	11 月	特殊詐欺・悪質商法の被害防止啓発（～平成 29 年 1 月末。社会福祉協議会連携） 啓発新聞全戸配布（11 月、2 月）
平成 29 年	4 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 設置（会議 2 回。年金支給日街頭啓発活動 6 回）
	10 月	第 22 回「消費者のひろば展」開催
	11 月	特殊詐欺対策機器の無料貸出事業を開始
	12 月	啓発新聞全戸配布
平成 30 年	4 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 設置（会議 2 回。年金支給日街頭啓発活動 5 回）
	6 月	大阪北部地震発生。市内各地で被害が発生し、震災関連の相談が寄せられる
	9 月	第 23 回「消費者のひろば展」開催
平成 31 年 (令和元年)	1 月	特殊詐欺対策機器の無料貸出申請受付終了
	2 月	消費者教育推進事業消費者教育講座（教員向け）を開催（2 月、10 月）
	3 月	「高槻市消費者団体連絡会」休会
	4 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 設置（会議 2 回。年金支給日街頭啓発活動 6 回）
	8 月	機構改革により市民生活部から市民生活環境部に変更
	10 月	第 24 回「消費者のひろば展」開催
	11 月	多重債務相談窓口を健康福祉部福祉相談支援課くらしごとセンターへ移行 社会福祉協議会と連携した特殊詐欺等の被害防止啓発活動（～1 月）
	12 月	「たかつき産業フェスタ 2019」特殊詐欺被害防止啓発ブース出展 若者向け消費者教育イベント「よしもと芸人と学ぼう！ガチで 188（いやや）消費者トラブル！」の開催
令和 2 年	2 月	消費者教育推進事業モデル授業の実施（市立小中学校各 1 校）
	4 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 設置（会議 2 回。年金支給日街頭啓発活動 1 回） ※新型コロナウイルス感染予防のため一部講座やイベントを中止
令和 3 年	2 月	若年層向け消費者トラブル未然防止のための講座（～3 月）（市立小学校 10 校）
	4 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 設置（会議 1 回。街頭啓発活動休止） ※新型コロナウイルス感染予防のため一部講座やイベントを中止
令和 4 年	4 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT 常設に変更 （会議 1 回。年金支給日街頭啓発活動 6 月から再開。5 回）
令和 5 年	3 月	高槻市特殊詐欺被害防止強化特別対策本部を設置（危機管理室との共管） 対策強化期間（3～4 月） ※新型コロナウイルスに関する行動制限緩和
	5 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT（会議 1 回。年金支給日街頭啓発活動 5 回）
	10 月	詐欺電話対策機器（録音タイプ）の新規無料貸出の実施（220 台）
	12 月	啓発回覧板の配付を消費生活センターのみに変更
令和 6 年	1 月	特殊詐欺被害防止サポーター制度創設（開始は 4 月）
	5 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT（会議 1 回。年金支給日街頭啓発活動 6 回）
	8 月	詐欺電話対策機器（録音タイプ）の新規無料貸出の実施（280 台）
	11 月	STOP! 特殊詐欺被害防止啓発イベント開催
令和 7 年	5 月	高槻市特殊詐欺等未然防止 PT（会議 1 回。年金支給日街頭啓発活動 5 回）
	8 月	詐欺電話対策機器（録音タイプ）の新規無料貸出の実施（395 台）

令和 8 年 4 月 機構改革により市民生活環境部から市民共創部に変更

2 消費生活相談事業

情報化の急速な進展と国際化やサービスの多様化に伴い、さまざまな商品が出現するとともに販売方法においても多様化や複雑化が進んでいます。このような状況下で、苦情や相談を専門の相談員が受け、被害救済などの解決に努めています。

また、苦情相談の処理では、消費生活相談員を積極的に研修会へ派遣し、相談機能強化を図り、迅速かつ効果的な解決に努めるとともに消費者の自立支援を目指します。

(1) 相談概要

① 相談件数

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	(件)	前年比増減率(%)	(件)	前年比増減率(%)	(件)	前年比増減率(%)	(件)	前年比増減率(%)	(件)	前年比増減率(%)
苦情	2,540	▲14.6	2,621	3.2	2,594	▲1.0	2,836	9.3	3,096	9.2
問合せ	337	▲7.7	322	▲4.5	358	11.2	317	▲11.5	349	10.1
要望	0	-	0	-	1	-	1	0	3	200.0
計	2,877	▲13.9	2,943	2.3	2,953	0.3	3,154	6.8	3,448	9.3

※前年比増減率 = (今年 - 前年) ÷ 前年 × 100

② 苦情相談概要

苦情内訳		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(%)
苦情相談件数		2,540	100	2,621	100	2,594	100	2,836	100	3,096	100
申込方法	来所	383	15.1	442	16.9	485	18.7	535	18.9	585	18.9
	電話	2,082	82.0	2,082	79.4	2,012	77.6	2,203	77.7	2,378	76.8
	文書(メール含)	75	3.0	97	3.7	97	3.7	98	3.5	133	4.3
相談者性別	男	1,063	41.9	1,056	40.3	1,122	43.3	1,168	41.2	1,230	39.7
	女	1,462	57.6	1,554	59.3	1,456	56.1	1,645	58.0	1,847	59.7
	団体等	14	0.6	11	0.4	15	0.6	20	0.7	19	0.6
	不明	1	-	0	-	1	-	3	0.1	0	-
相談者職業	給与生活者	815	32.1	952	36.3	845	32.6	900	31.7	1,006	32.5
	自営自由業	86	3.4	117	4.5	109	4.2	101	3.6	115	3.7
	家事従事者	255	10.0	247	9.4	166	6.4	153	5.4	153	4.9
	学生	44	1.7	49	1.9	63	2.4	49	1.7	70	2.3
	無職	954	37.6	867	33.1	891	34.3	974	34.3	1,090	35.2
	団体等	14	0.6	11	0.4	15	0.6	20	0.7	19	0.6
	不明	372	14.6	378	14.4	505	19.5	639	22.5	643	20.8

※ %は苦情相談件数に占める割合を示しています。

苦情内訳		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	
相談者年代別	20歳未満	16	0.6	24	0.9	26	1.0	16	0.6	38	1.2	
	20歳代	156	6.1	190	7.2	173	6.7	192	6.8	205	6.6	
	30歳代	188	7.4	211	8.1	180	6.9	195	6.9	216	7.0	
	40歳代	368	14.5	334	12.7	350	13.5	318	11.2	359	11.6	
	50歳代	413	16.3	465	17.7	443	17.1	500	17.6	555	17.9	
	60歳代	387	15.2	386	14.7	378	14.6	449	15.8	500	16.1	
	70歳代	511	20.1	469	17.9	509	19.6	591	20.8	636	20.5	
	80歳代	226	8.9	289	11.0	264	10.2	320	11.3	322	10.4	
	90歳以上	14	0.6	22	0.8	21	0.8	26	0.9	34	1.1	
	団体	14	0.6	11	0.4	15	0.6	20	0.7	19	0.6	
	不明	247	9.7	220	8.4	235	9.1	209	7.4	212	6.8	
商品・役務	商品	1,270	50.0	1,338	51.0	1,234	47.6	1,452	51.2	1,566	50.6	
	役務	1,253	49.3	1,276	48.7	1,349	52.0	1,368	48.2	1,512	48.8	
	他の相談	17	0.7	7	0.3	11	0.4	16	0.6	18	0.6	
内容別分類【複数選択】	安全・衛生	73	1.6	78	1.6	58	1.3	73	2.6	73	2.4	
	品質・機能	228	4.9	247	5.1	241	5.3	280	9.9	284	9.2	
	法規・基準	25	0.5	44	0.9	20	0.4	27	1.0	19	0.6	
	価格・料金	211	4.6	241	4.9	271	6.0	268	9.4	310	10.0	
	計量・量目	1	0.0	4	0.1	5	0.1	3	0.1	2	0.1	
	表示・広告	118	2.6	120	2.5	86	1.9	112	3.9	117	3.8	
	販売方法	1,522	33.0	1,558	31.9	1,524	33.5	1,779	62.7	1,940	62.7	
	契約・解約	1,895	41.0	2,034	41.7	1,886	41.5	2,011	70.9	2,242	72.4	
	接客対応	541	11.7	550	11.3	449	9.9	502	17.7	557	18.0	
	包装・容器	3	0.1	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	
	施設・設備	0	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.1	2	0.1	
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	計	4,617	—	4,878	—	4,543	—	5,058	—	5,546	—	
販売購入形態	店舗販売	606	23.9	635	24.2	633	24.4	603	21.3	704	22.7	
	特殊販売	訪問販売	211	8.3	211	8.1	229	8.8	296	10.4	259	8.4
		通信販売	1,075	42.3	1,124	42.9	1,017	39.2	1,078	38.0	1,183	38.2
		マルチ・マルチまがい	26	1.0	12	0.5	7	0.3	9	0.3	11	0.4
		電話勧誘販売	127	5.0	115	4.4	133	5.1	237	8.4	266	8.6
		ネット・オンライン	5	0.2	5	0.2	4	0.2	3	0.1	0	0.0
		訪問買取	23	0.9	17	0.6	21	0.8	32	1.1	16	0.5
		その他無店舗販売	18	0.7	21	0.8	17	0.7	22	0.8	31	1.0
		計	1,485	58.5	1,505	57.4	1,428	55.1	1,677	59.1	1,766	57.0
不明・無関係 (無回答を含む)	449	17.7	481	18.4	533	20.5	556	19.6	626	20.2		

※ %は苦情相談件数に占める割合を示しています。

(2) 苦情相談処理結果

		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件数	構成比	件数	構成比
処理結果	他機関紹介	139	4.9	106	3.4
	助言（自主交渉）	2,299	81.1	2,560	82.7
	その他情報提供	84	3.0	87	2.8
	斡旋解決	251	8.9	266	8.6
	斡旋不調	48	1.7	52	1.7
	処理不能	7	0.2	13	0.4
	処理不要	8	0.3	12	0.4
	合計	2,836	100.0	3,096	100.0
	集計対象期間受付総件数	2,836	100.0	3,096	100.0
即日処理		2,446	86.2	2,729	88.1
継続処理		390	13.8	367	11.9

(3) 商品・役務別相談件数上位 10

順位	商品・役務の区分	令和 7 年度	令和 6 年度
1	商品一般（商品の相談であることが明確であるが、その商品が特定できない、又は特定する必要のない相談）	376	305 (1)
2	役務その他（広告代理サービス、不動産仲介サービス、廃品回収サービス等）	174	152 (2)
3	化粧品	123	120 (5)
4	健康食品	116	128 (4)
4	移動通信サービス（携帯電話、スマートフォンサービスへの加入、利用等）	116	88 (6)
6	集合住宅（賃貸アパート、新築分譲マンション等）	101	74 (8)
7	戸建住宅（屋根工事、増改築工事、新築建売住宅等）	95	136 (3)
8	インターネット通信サービス（プロバイダの遠隔操作等）	94	68 (10)
9	他の教養・娯楽（スポーツ施設利用、インターネットゲーム等、他の教養・娯楽の分類に該当しないサービス）	79	69 (9)
10	紳士・婦人洋服	77	75 (7)

※（ ）内は令和 6 年度の順位

(4) 弁護士無料法律相談

毎月第 2・第 4 月曜日 13:30~16:30 1 回 1 人 30 分（最大 6 人まで）

	令和 6 年度	令和 7 年度	前年比増減率 (%)
男	31	24	▲22.6
女	34	39	14.7
団体	0	0	-
計	65	63	▲3.1

※前年比増減率 = (今年 - 前年) ÷ 前年 × 100

3 消費者啓発事業

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」は、「消費者被害の未然防止」と「消費者の自立支援」のため消費者教育を推進することを目的とし、「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれること」及び「消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会※の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援すること」等を基本理念としています。

消費者として自立するためには、時代や社会の変化に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を、常に学んでいく必要があります。市では、「消費者教育」として消費者の自立を助けるための働きかけを行っていきます。

※消費者市民社会……自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、持続可能な社会の発展と改善に積極的に参画する社会です。

(1) 講座・講演会

① 消費者月間講座

開催日時	テーマ	講師	場所	参加者(人)
5/30(金)	私とお財布と地球にやさしい暮らし方	一般社団法人エシカルビジネス研究所 理事 富岡 朝子さん	クロスパル高槻 5階 視聴覚室	59

② 暮らしの話題講演会

開催日時	テーマ	講師	場所	参加者(人)
10/30(木)	基本を知って上手に使う 健康食品	一般社団法人全国直販流通協会 今川 良枝さん	クロスパル高槻 5階 視聴覚室	51
3/19(木)	学ぼう クレジットカードの安全対策	三井住友カード株式会社 カードセキュリティ統括部 岡崎 太一さん	クロスパル高槻 5階 視聴覚室	73

③ 消費生活セミナー

開催日時	テーマ	講師	場所	参加者(人)
11/28(金)	はじめてのボクシング&フィットネス	ボクシング&フィットネス B-BOXER 山中 敏弘さん	クロスパル高槻 7階 702会議室	22
12/5(金)	着物をおしゃれにアップサイクル	一系想伝®プロジェクト 主催 高島 克子さん	クロスパル高槻 5階 視聴覚室	33

④ 夏休み子ども生活講座

開催日時	テーマ	講師	場所	参加者(人)
8/1(金)	おいしいエコクッキング	(株)大阪ガスクッキングスクールの皆さん	クロスパル高槻 3階 食の工房	19

⑤ 特殊詐欺被害防止サポーター講座

開催日時	テーマ	講師	場所	参加者(人)
4/24(木)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	消費生活相談員	クロスパル高槻 5階 視聴覚室	48
8/4(月)	特殊詐欺被害防止サポーター講座(対策機器申込者)	動画	消費生活センター	82
12/5(金)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	大阪府警察本部生活安全指導班/消費生活相談員	小寺池図書館 視聴覚室	35

⑥ 暮らしの移動講座

No.	開催日時	テーマ	受講団体	場所	参加人数
1	4/3(木)	消費者契約について(新入生ガイダンス)	大阪医科薬科大学	高槻城公園芸術文化劇場トリシマホール	500
2	4/17(木)	特殊詐欺・悪質商法の被害にあわないために	フレッシュもてきん体操	唐崎公民館	30 ㊦
3	5/14(水)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	介護予防マイスター「水曜はマイ☆スター」	ケアハウス高槻あいわ	53 ㊦
4	5/16(金)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	城西橋自治会	城西橋自治会集会室	10 ㊦
5	5/19(月)	特殊詐欺の手口を知って身を守ろう～あなたも今日からサポーター～	高槻市シルバー人材センター	クロスパル高槻	80 ㊦
6	5/20(火)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	城内公民館稲穂塾	城内公民館	52 ㊦
7	5/23(金)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	高槻E17ポータルネットワーク	高槻市地域福祉会館	17 ㊦
8	5/27(火)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	庄所地域福祉委員会	庄所コミュニティセンター	46 ㊦
9	6/3(火)	悪質商法の手口を知って身を守ろう	高槻市シルバー人材センター	太陽ファルマテックホール	115
10	6/4(水)	特殊詐欺の実態と防ぐには	松原地区福祉委員会	大冠北第一コミュニティセンター	40 ㊦
11	6/7(土)	子どものネットトラブル～大人ができることを考える～	金光大阪育友会	金光大阪中学校高等学校	100
12	6/24(火)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	冠・大塚地域ケア会議	住宅型有料老人ホームコットンクラブ	36 ㊦
13	7/2(水)	消費生活に関する取組	関西大学	関西大学ミューズキャンパス	99
14	7/4(金)	防ごう!子どもの消費者トラブル～まわりの大人ができること～	第八中学校 PTA 地区委員会	第八中学校視聴覚室	14
15	7/10(木)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	スマイズプラス	クロスパル高槻	39 ㊦
16	7/16(水)	特殊詐欺被害防止について	稲穂塾今悠倶楽部	今城塚公民館	50 ㊦
17	7/25(金)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	リンク株式会社	高槻センター街ビル	38 ㊦
18	7/28(月)	特殊詐欺悪質商法の被害にあわないために	日向町長寿会体操部	日向町集会室	13 ㊦
19	7/30(水)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	第一環境株式会社	水道部 北側庁舎会議室	26 ㊦
20	9/22(月)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	高槻市社会福祉士連絡協議会	子育て支援センター	19 ㊦

No.	開催日時	テーマ	受講団体	場所	参加人数
21	9/25(木)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	清水地区福祉委員会いきいきサロン	清水コミュニティセンター	30 ㊦
22	9/26(金)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	長寿介護課	生涯学習センター多目的ホール	139 ㊦
23	10/7(火)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	管理課	生涯学習センター多目的ホール	34 ㊦
24	10/18(土)	特殊詐欺「私は騙されない」	北清水連合自治会、北清水地区福祉委員会	北清水スポーツセンター	400
25	11/12(水)	消費生活に関する取組	関西大学	関西大学高槻キャンパス	84
26	11/14(金)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	高槻市スポーツ団体協議会	高槻市総合スポーツセンター会議室	33 ㊦
27	11/27(木)	特殊詐欺・悪質商法の被害にあわないために	真上台永寿会	真上公民館	21 ㊦
28	11/30(日)	詐欺にだまされない為に！	川西地区福祉委員会ふれあい食事会	川西コミュニティセンター	65 ㊦
29	11/30(日)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	樫田地区連合自治会	樫田小学校	60 ㊦
30	12/6(土)	特殊詐欺・悪質商法の被害にあわないために	第一天神クラブ	天神山自治会館	12㊦
31	12/25(木)	自分を守る！詐欺対策講座	郡家老人福祉センター	郡家すこやかテラス	20㊦
32	1/17(土)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	城南校区青少年健全育成会	春日ふれあい文化センター	22㊦
33	1/19(月)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	若松地区福祉委員会	春日ふれあい文化センター	37㊦
34	1/25(日)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	磐手地区コミュニティ協議会	奥坂コミュニティセンター	21㊦
35	2/3(火)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	北大冠地区福祉委員会	大冠北第2コミュニティセンター	65㊦
36	2/6(金)	特殊詐欺・悪質商法の被害にあわないために	NPO 法人大阪府民カレッジ高槻校	クロスパル高槻	39
37	2/16(月)	オンラインゲームによる課金について	五領小学校4年生	五領小学校	39
38	2/20(金)	巧妙化する特殊詐欺の今を学ぶ	高槻市稲穂塾日吉台公民館ひよしクラブ	日吉台公民館	45㊦
39	2/20(金)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	高槻地区災害防止協議会	丸大食品高槻工場	23㊦
40	2/25(水)	特殊詐欺に注意”だまされない”町づくり	東五百住老人クラブ	東五百住実行組合自治会会館	11㊦
41	2/26(木)	特殊詐欺被害防止サポーター講座	(公社)シルバー人材センター阿武野地域会員懇談会	今城塚公民館	26㊦
42	3/15(日)	特殊詐欺・悪質商法の被害にあわないために	道鶴町自治会	道鶴町公民館	44㊦
43	3/17(火)	特殊詐欺・悪質商法の被害にあわないために	みどり会	緑町連合集会所	21㊦
合計					2,668

※ ㊦は特殊詐欺被害防止サポーター講座

(2) 広報関係

① 広報たかつき「たかつき DAYS」

	掲載号	内容（見出し）
コラム 知っておきたい！ 消費者トラブル	7月号	ネット通販はクーリング・オフの対象外
クローズアップ	8月号	誰もが詐欺被害に遭う時代に考える 特殊詐欺からお金を守る暮らし方
市政インフォ	6月号	はかりの定期検査 2年に一度は受検を
	11月号	適正な計量 合格シールを確認して
フォト・アルバム	4月号	海外からの特殊詐欺急増 国際電話の休止が効果的
注意喚起	4月号	国際電話による特殊詐欺急増 交番で回線の休止が可能 (高槻警察署)
	1月号	特殊詐欺 市内の被害5億円超

② 消費生活センターニュース「消費者ひろば」

発行月	内容
No.200 6月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご注意！消費者のみなさん…「消費者ひろば第200号」記念特集 この時代は、こんな相談がありました ・ 消費生活センターからのお知らせ…令和6年大阪府の特殊詐欺被害は 約64億円 過去最多！ ・ 子どもを事故から守る！子ども安全情報…洗濯用パック型液体洗剤での事故に注意！
No.201 9月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度消費生活相談概要 ・ 消費生活センターからのお知らせ…国際電話番号による特殊詐欺が急増中！ ・ 子どもを事故から守る！子ども安全情報…より安全なチャイルドシートの使用を！
No.202 12月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご注意！消費者のみなさん…テレビショッピングに関するトラブル ～テレビ広告だけでなく、注文電話でもよく確認を～ ・ 製品安全情報…リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意！ ・ 消費生活センターからのお知らせ…特殊詐欺急増中！対策できていますか？ ・ 令和7年度上半期消費生活相談概要
No.203 3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご注意！消費者のみなさん…生前整理や遺品整理の事業者選びは慎重に！ ・ 製品安全情報…電子レンジによる事故に注意 ・ 消費生活センターからのお知らせ…急増！！ニセ警察詐欺 ・ 子どもを事故から守る！子ども安全情報…ベビーカーからの転落などに注意！

③ 年報

高槻の消費生活 [令和6年度]

(紙25部・ホームページ掲載)

④ 市広報番組「情報BOX ワイドたかつき」

8月 お知らせ

特殊詐欺被害 拡大中 最大限の警戒を

知っておきたい！
消費者トラブル

ネット通販は クーリング・オフの対象外

ID 150309

自宅にいながらスマホやパソコンで気軽に買い物ができるネット通販は、とても便利ですね。SNS広告でも魅力的な商品が次々と紹介され、誰でも簡単に購入できる反面、実はトラブルも多発しています。購入前に販売店の情報などを確認するようにしましょう。
問合 消費生活センター／Tel682-0999

SNSの広告で冷風機を見つけた。1台で部屋ごと涼しくなるというので期待して購入した。しかし、届いた商品はおもちゃのような品で、英語で記載された簡単な説明書しかなく、全く涼しくならない。返品しようと思い、伝票に記載されている電話番号にかけるが繋がらない。

粗悪品が届いた…



男性、60代

消費生活センターからのアドバイス



SNS広告に出てくるサイトで商品を購入したところ、写真とは違うおもちゃのような商品が届いたという苦情が増えています。ネット通販などの「通信販売」には、クーリング・オフ制度はありません。SNSなどの広告から通信販売で購入する際は注意が必要です。

トラブルを防ぐためのポイント

- ①購入する前にチェック
 - 販売店の連絡先
 - 販売店や商品の口コミ
 - 返品の可否や条件
- ②詐欺サイトの特徴をチェック
 - 価格が大幅に値下げされている
 - 前払いで振込先が個人名義の口座
 - 支払方法が代引き配達だけ

令和7年7月号掲載

ID 100175

国際電話による特殊詐欺急増 交番で回線の休止が可能

国際電話をきっかけとした特殊詐欺被害が市内で急増しています。

問合 高槻警察署／Tel672-1234

「+」から始まる電話番号に注意

+1や+44など「+」から始まる国際電話番号は、特殊詐欺の可能性が高く注意が必要です。見覚えのないこのような表示の電話には、絶対に出たり、かけ直したりしないでください。



無償の休止手続きが効果的

固定電話・ひかり電話への国際電話の発信・着信をできないようにする「休止手続き」が効果的です。手続きは無償。申し込みは、高槻警察署や近くの交番、国際電話不取扱受付センター／Tel0120-210-364へ。

令和7年4月号掲載

CHECK

ID 110339

特殊詐欺 市内の被害5億円超



「ニセ警察詐欺」
急増ご注意

令和8年1月号掲載

(3) 消費者教育

① 子ども消費生活センターニュース

契約の基礎や消費者トラブルについて漫画を用いてわかりやすく記載した「子ども消費生活センターニュース」を発行しました。（「消費者行政強化・推進事業補助金」活用）

対象：市立小学校5年生、中学校2年生

発行：2学年×2号

② 若者向け啓発

契約の基礎知識や若者に多い消費者トラブルに関する啓発を行うため、「二十歳のつどい」や公共施設等で、チラシ・リーフレットの配付やポスターの展示を行いました。

③ 啓発

消費者トラブル啓発ポスター等を作成し、公共施設へ配布しました。（「消費者行政強化・推進事業補助金」活用）

(4) 特殊詐欺等被害防止啓発

① 高槻市特殊詐欺等未然防止プロジェクトチームによる取組

・年金支給日に街頭啓発として「特殊詐欺未然防止キャンペーン」を、警察やボランティアと連携して実施しました。（4、6、10、12、2月。）

・市窓口等でのチラシの配架や声掛けなど

・消防本部訓練塔（消防総務課）、高槻市総合センター（総務課）の懸垂幕の掲示



特殊詐欺未然防止キャンペーン R7.12.15

② 特殊詐欺対策機器貸出

ア) 詐欺電話防止機器（着信拒否タイプ） [貸出満了：令和7年5月末]

平成29年度から継続して無料で貸し出しています。

イ) 詐欺電話対策機器（録音タイプ） [令和5年度～]

65歳以上の市民を対象に395台の新規貸出を実施しました。

③ 市バス広告

高槻市営バスの車内及び乗降扉横に、引き続き特殊詐欺被害等の未然防止に向けた啓発及び消費生活センターの周知を図ることを目的としたバス広告を掲出しました。

・車外広告 扉横シート 12台

・車内広告 運転席後部電照広告 12台



市営バス車内広告

④ 郵便局との連携

- ・「高槻市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」に基づき、市内郵便局での特殊詐欺等被害防止啓発ステッカーの郵便配達車両への貼付やチラシの配架を実施。

⑤ 展示

- ・特殊詐欺等被害防止啓発の出張ミニ展示を実施しました。
（公民館 5 館、老人福祉センター 5 館、図書館 1 館）
- ・市役所総合センター 1 階での展示や、市役所 1 階デジタルサイネージ、JR 高槻駅前デッキバナーによる啓発を実施しました。



芝生老人福祉センターでの展示

⑥ 特殊詐欺被害防止サポーター制度（令和 6 年 1 月創設）

特殊詐欺から自身の身を守る知識を学び、その知識を家族や知人にも広め、困っている人を見かけたら警察や消費生活センターへ相談するようつなぐ「特殊詐欺被害防止サポーター」を育成するため講座を実施しました。

		講座 (回)	サポーター (人)	施設 (旗の配付数)
令和 7 年度	高槻市	37	1,465	108
	高槻警察署	15	553	0
	計	52	2,018	108
累計		116	4,005	306

※ 高槻市実施分は、「講座・講演会」から該当講座分を再掲

⑦ その他

- ・特殊詐欺被害防止啓発講座パッケージの周知・貸出し

(5) 消費者団体支援

自立した消費者の育成及び消費者の意識の向上を図るため、消費者団体が行う、消費生活上のための学習や交流等の自主的な活動に対して、情報提供や会議室利用の支援等を行いました。

4 計量事務

消費者の利益保護のために店舗など計量関係事業所への立入検査、適正計量管理事業所の指定申請に係る検査及び計量器の定期検査等を行っています。立入検査は主にスーパーマーケット等の店舗に立ち入り、はかりの精度や商品の量目について検査を行い、これらの検査を通じて事業者並びに消費者への啓発と適正な計量の実施の確保を図っています。

(1) 特定計量器定期検査

取引及び証明に使用するはかり等は、計量法上の特定計量器に該当し2年に1回検査が必要です。集合検査（事業者が市内会場にはかりを持参し受検）は奇数年度に、所在場所検査（秤量1,000kg以上が対象で、検査者が事業所に出向き受検）は、対象事業所を2分し毎年度実施しています。

	集合検査			所在場所検査		
	事業所 (件)	はかり検査 (台)	分銅・おも り検査(個)	事業所 (件)	はかり検査 (台)	分銅・おも り検査(個)
令和7年度	440 (5)	639 (7)	60 (0)	2	2	0
令和6年度	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1	9	5

※ 集合検査は隔年実施。

※ 集合検査には持込数が含まれており、() 内に当該数を記載。

(2) 商品量目立入検査

令和7年度は、中元期2事業所、歳末期2事業所の計4事業所に対して立入検査を行いました。

量目超過がありましたが1点のみで著しい超過ではなかったため口頭注意とし、また質量計が水平になっていないものが1台ありましたが同じく口頭注意としました。

商品分類	検査個数		検査結果の内訳			特定計量器検査	
	種類	品数	正量品数	量目不足		検査台数	不合格 台数
				品数	同率 (%)		
食肉類	14	52	52	0	0.0	4	0
魚介類	13	55	55	0	0.0	4	0
野菜類	8	36	36	0	0.0	3	0
調理品	10	31	31	0	0.0	4	0
計	45	174	174	0	0.0	15	0

(3) 啓発

令和7年11月8日(土)に開催された「たかつき産業フェスタ」にて、正しい計量知識などの計量意識の普及・啓発を図ることを目的として、パネル等の展示及び重さ当てクイズを実施しました。

また、11月の計量強調月間に、家庭用計量器(体重計、キッチンスケールなど)の無料診断を実施しました。



たかつき産業フェスタ

5 消費者保護事務

安全な生活の確保に向け、家庭用品品質表示法及び製品安全関連四法(消費生活用製品安全法・電気用品安全法・ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づき、販売事業所への立入検査等を実施しています。

(1) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

消費者保護の一環として、家庭用品品質表示法に基づき、繊維製品や電気機械器具、雑貨工業品など約90品目を対象に表示基準の遵守状況などの調査を実施

(2) 消費生活用製品安全法に基づく立入検査

消費生活用製品安全法に基づき乗車用ヘルメット、家庭用圧力なべ・圧力がま、登山用ロープ、乳幼児ベッド、浴槽用温水循環器、レーザーポインター等の消費生活用製品の危害防止調査を実施

(3) 電気用品安全法に基づく立入検査

電気用品安全法に基づき電気こたつ等、電気製品の危害防止調査を実施

(4) ガス事業法に基づく立入検査

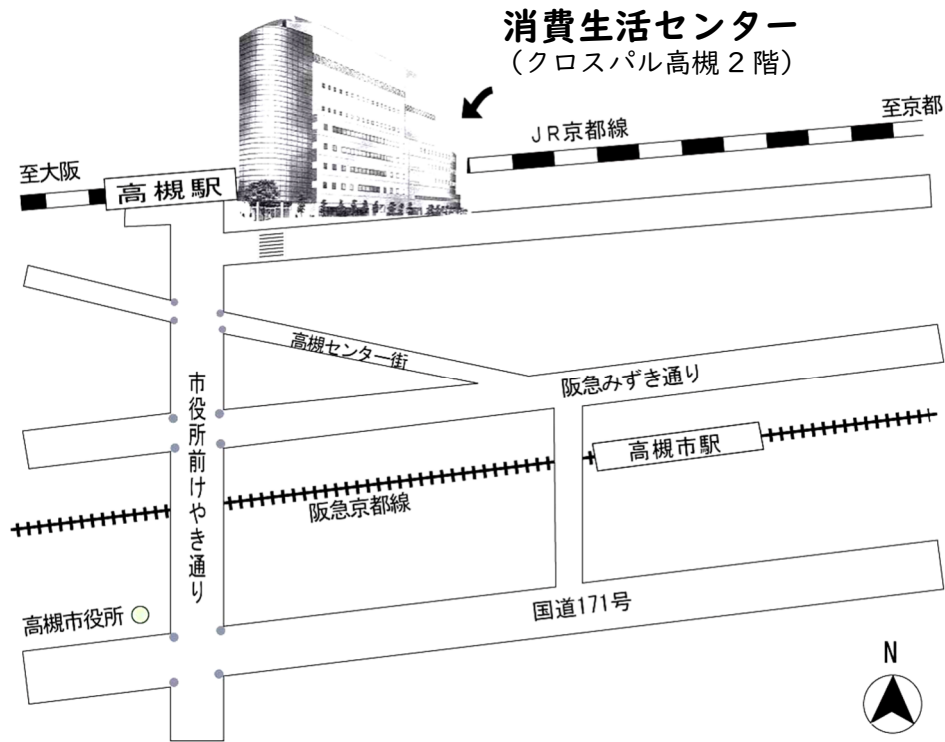
ガス事業法に基づきガスストーブ等のガス用品の危害防止調査を実施

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づきコンロ等の液化石油ガス器具等の危害防止調査を実施

事務		事業所(件)	検査数(品)
家庭用品の品質表示に係る調査等	令和7年度	2	629
	令和6年度	2	1,554
消費生活用製品の危害防止に係る調査等	令和7年度	2	65
	令和6年度	2	284
電気用品の危害防止に係る調査等	令和7年度	2	57
	令和6年度	2	73
ガス用品の危害防止に係る調査等	令和7年度	2	16
	令和6年度	2	61
液化石油ガス器具等の危害防止に係る調査等	令和7年度	2	33
	令和6年度	2	184

所在地



高槻市立消費生活センター

〒569-0804

高槻市紺屋町1番2号 クロスパル高槻 2階

TEL : 072-683-0999

FAX : 072-683-5616

相談受付時間

9時から17時(12時~13時除く)

休み: 土・日・祝日・年末年始

TEL : 072-682-0999

発行: 令和8年6月